

事務連絡
令和3年11月28日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について（要請）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である「B.1.1.529 系統（オミクロン株）」については、国立感染症研究所によるリスク評価「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について 第2版」（別添）が本日付で公表され、懸念される変異株に指定されたため、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いすることとなりました。

貴職におかれては、下記について内容を御了知の上、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いします。なお、追って、変異株 PCR 検査の再開の依頼を行うことを予定しておりますことを申し添えます。

また、上記感染症研究所のリスク評価において、個人の基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されていますので、基本的な感染対策の徹底について住民への周知をお願いいたします。

なお、詳細について、通知又は事務連絡により改めてお示しする予定です。

記

1. ゲノム解析について

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生や変異株の動向を監視するため、自治体主体の全ゲノム解析を、従来お願いしている実施率5-10%に関わらず、現時点では、できる限り多くの検体（Ct値30以下）について、ゲノム解析の実施をお願いします。特に、入国後14日以内の入国者及び帰国者がSARS-CoV-2陽性と判定された場合には、滞在国に関わらず、速やかにゲノム解析の実施をお願いします。

全ゲノム解析により変異株の系統が確定している者からの感染経路が明らか（例えば、同居している、同じ職場でいつも顔を合わせる、学校や保育園のクラス内での発生など）である場合は、ゲノム解析の実施は不要です。一方、感染経路が明

らかかどうか判断できない場合は、ゲノム解析の実施を検討ください。

2. 変異株 PCR 検査の実施について

変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、感染症研究所において、オミクロン株である可能性を検出するための変異株 PCR 検査の手法の確立に取り組むこととしています。変異株 PCR 検査の手法が確立でき次第、変異株 PCR 検査の再開を依頼することとなりますので、ご承知おきください。